

大阪市告示第750号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年6月3日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和6年6月10日（月）	
	令和6年6月17日（月）	
	令和6年6月24日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和6年6月1日（土）	午前8時から 午後9時まで
	令和6年6月2日（日）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年6月12日（水）から 同月16日（日）まで	午前7時から
	令和6年6月21日（金）から 同月23日（日）まで	午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年6月1日（土）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年6月2日（日）	午前9時から 午後6時まで

	令和 6 年 6 月 4 日（火）から 同月 8 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年 6 月 9 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 6 月11日（火）から 同月15日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年 6 月16日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 6 月18日（火）から 同月22日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年 6 月23日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 6 月25日（火）から 同月29日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年 6 月30日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
長居第2陸上競技場	令和 6 年 6 月 1 日（土）から 同月 2 日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 6 月11日（火）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 6 月12日（水）から 同月16日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 6 月20日（木）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年 6 月21日（金）から 同月23日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで

	令和 6 年 6 月 29 日（土）から 同月 30 日（日）まで	
長居庭球場	令和 6 年 6 月 3 日（月）から 同月 7 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 40 分まで
	令和 6 年 6 月 10 日（月）から 同月 14 日（金）まで	
	令和 6 年 6 月 17 日（月）から 同月 21 日（金）まで	
	令和 6 年 6 月 24 日（月）から 同月 28 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）